

評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

評議員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人あいく会 (以下「法人」という。) 定款第 9 条及び第 2 3 条の規程に基づき、評議員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員等とは、評議員、理事及び監事並びに評議員選任・解任委員をいう。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、日当及び旅費をいう。

(役員等の勤務形態)

第 3 条 役員は、これを分けて常勤及び非常勤とする。

- 2 評議員、評議員選任・解任委員は非常勤とする。

(報酬等の支給)

第 4 条 常勤役員 (常勤的を含む、以後同じ) には、勤務形態に応じて、報酬及び通勤手当を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、給与を支給しているものに対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

- 2 非常勤評議員等には職務に応じた報酬と、交通費として 3,000 円を支給するものとする。ただし、交通費が 3,000 円を超える場合は実費交通費を支給する。賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず役員または評議員から、報酬または費用弁償の受領辞退の申出を受けた場合は、その意を受け、支払わないものとする。

(常勤及び非常勤評議員等の報酬等の算定方法)

第 5 条 常勤及び非常勤評議員等に対する報酬の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 理事長及び業務執行理事の報酬については別表 1 「理事長及び常勤理

事の報酬月額」に定める金額の範囲内において、評議員会で決定するものとする。

(2) その他の非常勤評議員等の報酬については、別表 2 「評議員等の報酬日額」に定める金額の範囲内において決定するものとする。

(費用の弁償)

第 6 条 非常勤評議員等が法人の用務のため出張した場合は、あいく会給与規程に準じて旅費を支給することができる。

(報酬等の支給方法)

第 7 条 理事長及び業務執行理事の報酬等の支給日は、当月分の報酬及び通勤手当を当月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第 10 条に準じた日とする。

2 その他の非常勤評議員等の報酬は、当該会議に出席の都度に支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 8 条 新たに理事長、業務執行理事に就任したのものには、その日から報酬を支給する。

2 理事長及び業務執行理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から公休日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第 2 項の規程に関らず、死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公 表)

第 9 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める

報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、

別に定めることとする。

付 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 10 月 6 日に改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 19 日に改正し、同年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 2 月 23 日に改正し、同日から施行する。

この規程は、平成 30 年 3 月 19 日に改正し、同日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 10 日に改正し、同日から施行する。

別表 1 理事長の報酬月額

50 万円以内

別表 2 評議員等の報酬日額

2 万円以内
